

ID: 296

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の停止		
例規名 根拠条項	八頭町指定給水装置工事事業者規程 第8条		
例規番号	平成17年告示第82号		
<p>【根拠条文】 (指定の停止)</p> <p>第8条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に参酌すべき特段の事情があるときは、町長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日